

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の企業理念のもと、株主をはじめとする顧客や従業員、ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的成長と企業価値の最大化を目指しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの充実及び強化が経営上の重要課題と認識しております。こうした認識のもと、株主の権利・平等性を確保し、全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築するべく、業務の適正を確保するために必要な内部統制の整備・運用に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しているため、本欄に記載する事項はございません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
肖 俊偉	3,154,000	67.11
趙 陽	272,000	5.79
丁 蘊	200,000	4.26
PANG KWAN KIN	120,000	2.55
中井 康代	20,000	0.41
劉 成	12,000	0.26
佐川 明生	4,000	0.09
菅沼 匠	4,000	0.09
入江 徳繁	4,000	0.09
株式会社クツラボ	4,000	0.09

支配株主(親会社を除く)の有無	肖 俊偉
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	1月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で取引を行っておらず、今後も取引を行うことを予定しておりませんが、当該取引を行う場合には、当社経営の健全性や少数株主の利益を損なうことが無いよう、取引理由や取引条件等の合理性及び妥当性に関して、取締役会において十分な審議を行った上で意思決定を行う方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
菅沼 匠	公認会計士													
落合 孝裕	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅沼 匠		-	弁護士及び公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社のガバナンスの機能強化と活性化を行うことが期待できると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
落合 孝裕		当社取締役就任以前に税務・会計における顧問契約が発生していましたが、取引金額は僅少であり、2016年1月時点で当該契約を解除しております。	税理士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社のガバナンスの機能強化と活性化を行うことが期待できると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況としては、それぞれの監査の実効性を高め、監査全体の質的向上や相互補完を図るべく、定期的に三様監査の会議を開催しております。当該会議では、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、その他情報共有や意見交換などを行うことで、相互連携の強化に努め、当社の内部統制の運用に活かしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鶴田 芳郎	他の会社の出身者													
佐川 明生	弁護士													
佐藤 広一	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴田 芳郎		-	靴業界において長年培ってきたキャリアや職業観、業務知識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。

佐川 明生	-	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。
佐藤 広一	当社監査役就任以前に人事労務管理における顧問契約が発生していましたが、取引金額は僅少であり、2018年1月時点で当該契約を解除しております。	特定社会保険労務士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、当社との利害関係及び経歴を踏まえ、当社から独立した客観的な立場で職務遂行可能と判断した者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲と士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲と士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的に、上記付与対象者に対してもその地位及び役割に応じてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において定められた報酬限度内において、各役員の職務内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。取締役の報酬については取締役会決議により、監査役の報酬については監査役会決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、経営管理部及び内部監査室において、取締役会開催日時や決議事項の事前通知、その他連絡事項の伝達等を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、会社法第2条第15号で定める社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、当社経営上の意思決定機関として、法令・定款及び取締役会規程に基づく重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、重要事項の意思決定プロセスを常時監査できる状況を整備しております。

2. 監査役及び監査役会

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な会議への出席や店舗への往査等の実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

3. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査の組織と致しましては、社長直轄の組織として内部監査室ならびに専従の内部監査担当者を設置し、内部監査規程ならびに内部監査計画に従い、被監査部門から独立した立場での内部監査を実施しております。

4. 経営会議

当社では、常勤の取締役及び監査役に加え、部長、シニアマネージャーで構成される経営会議を、原則月1回開催しております。経営会議では、各部門の執行案件について審議し決議を行うとともに、各部門からの経営情報の報告を受けることにより、経営執行の機動的な意思決定と経営情報の円滑な伝達を行う機関としての役割を果たしております。なお、経営会議に付議された議案のうち重要な案件については、取締役会に上程されております。

5. リスクマネジメント委員会

当社では、リスク情報の収集及び分析ならびに網羅的、包括的なリスク管理を行うための組織として、リスクマネジメント委員会を設置しております。リスクマネジメント委員会は代表取締役を委員長とし、その他関係役職員からなる委員によって構成され、定期的に全社的なリスクの洗い出し、評価、検討について協議を行っております。また、当社グループ内における緊急事態発生時には別途、臨時委員会の開催及び対策本部の設置を行うことで、原因究明及び再発防止等の適切な対応を図る方針としております。

6. 諮問委員会

当社では、当社グループ内における経営管理及び業務管理に関する審議機関として諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、商品の生産・発注・検品等に関する決議機関である発注会議、商品の品質や販売促進、店舗運営等に関する決議機関である商品会議のほか、従業員の賞罰及び人事考課等に関する決議機関である部長会議の3つの会議体から構成されております。それぞれの会議体は代表取締役のほか、関係部門の部長及びシニアマネージャーが出席し、当社グループの重要な経営方針について協議を行うほか、必要に応じリスクマネジメント委員会との連携のもとで、適切なリスク対応方針の策定を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営環境が変化し続ける中において、顧客・投資家・従業員・地域社会といった、当社を取り巻くステークホルダー及び社会との相互信頼を構築するとともに、経営の効率化と健全性を確保することが重要と考えております。当社がコーポレート・ガバナンスに関して現体制を採用している理由としましては、企業価値の向上と社会的な信頼を得るため、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役会による業務執行の監視・監督機能を備えた社内体制が最適であると考えているためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、決算業務の早期化と併せて、株主総会招集通知を早いタイミングで発送するように努めます。また、当該招集通知の発送とあわせて、当社ホームページ上に招集通知を掲載する予定であります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算期が1月末であるため、毎年4月後半に定時株主総会の開催を予定していることから、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。また、より有効的な株主との対話を図る観点から、株主総会の開催について、アクセスの利便性や出席しやすい場所を確保するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として対応してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として対応してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	国内外における投資家比率や導入に係るコスト等を勘案し、今後検討すべき事項として対応してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のコーポレートサイト上にIR関連ページを開設し、ディスクロージャーポリシーの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針について説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算開示時期に従い、機関投資家やアナリスト向けの会社説明会を予定しており、代表取締役が業績や経営方針について説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑み、海外投資家向けの説明会の開催を検討すべき事項として対応してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト上にIR関連ページを開設し、資料の掲載を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部がIR担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「コンプライアンス規程」の内容に従い、健全かつ公正な業務執行を行う経営体制を構築するとともに、全従業員が高い倫理観を備えたコンプライアンス体制を徹底することで、当社を取り巻くステークホルダーの信頼に応えられるよう企業価値の維持・向上に努めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項として対応してまいります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、当社を取り巻く全てのステークホルダーに対し、業績や経営方針等の会社情報を適時・適切に開示することが責務であると認識しております。そのため、当社コーポレートサイト、決算説明会等により、迅速かつ公正にステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針としております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業理念「いつでも想像以上に満足のできる商品・サービスを提供します。」の基に、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄及び当社の持続的な成長と企業価値の最大化を目指しております。そのために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置づけ、次のとおり内部統制システムに関する基本方針を定めております。

1. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるために、企業理念及び行動規範を定める。代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

当社グループは「内部通報規程」を定め、内部通報制度により、法令違反その他不正行為の早期発見及び是正を図ると共に、内部通報者の保護を行う。

代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。諮問委員会（部長会議）は、各部門長または役職員の中からコンプライアンス施策を行う担当者を選任して、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。

監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備の状況を監査し、法令及び定款に違反する問題の有無及びその内容をリスクマネジメント委員会に報告する。コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、リスクマネジメント委員会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。

代表取締役、監査役、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、代表取締役は定期的に取締役会にその結果を報告する。

従業員の法令・定款違反行為についてはリスクマネジメント委員会から諮問委員会（部長会議）に処分を求め、役員の法令・定款違反については取締役会で具体的な処分を決定する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント規程」において定めるリスクマネジメント委員長をリスク管理統括責任者とする。リスク管理統括責任者は、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」等の既存の諸規程に加え、必要なリスク管理に関する規程の策定にあたる。

リスク管理統括責任者は、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

内部監査室は当社グループ各部門のリスク管理の状況を監査し、代表取締役に報告する。代表取締役は、内部監査の結果をもとに、各部門長に対し全社的リスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に取締役会に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。

当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループのコンティンジェンシー・プランである「事業継続計画（BCP）」を策定し、役職員に周知する。

4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、取締役等の職務の執行が効率的に行われる体制を構築すると共に、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。そのうえで、以下の管理システムを用いて取締役等の職務の執行の効率化を図る。

職務権限・意思決定ルール策定

会社運営等の重要方針並びに重要な業務執行に関する取締役会の意思決定の諮問機関としての会議体の設置

取締役会による原則3事業年度を期間とするグループ中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の代表取締役に対し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への報告を義務付ける。

子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当社への速やかな報告を義務付ける。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。

「関係会社管理規程」に基づき、経営管理部が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。

取締役は当社グループの取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社グループの業務執行状況を監査する。

内部監査室は、当社グループの業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、当該従業員は監査役の指揮命令に従わなければならない。

監査役から監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

監査役から監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対し次の事項を報告することとする。

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

重大な法令・定款違反

毎月の経営状況として重要な事項

内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

その他コンプライアンス上重要な事項

9. 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。

内部監査室は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

内部通報窓口の担当者は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、当社監査役に対して報告する。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの役職員が監査役に対して報告を行ったことをもって、解雇その他の不利益取扱いを禁止する旨を明記する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役職務に対する理解を深め、監査役職務の環境を整備するよう努める。

監査役による各業務執行取締役及び重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を随時設けると共に、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

社外取締役及び社外監査役からのみ構成される意見交換の機会を定期的に設けることで、独立した第三者としての立場から、当社グループの業務執行状況やコンプライアンスの遵守体制などに関して、有効かつ適切なモニタリングを実施する。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

財務報告を適正に行うため、当基本方針に基づく経理業務に関する規程及び手順等を定め、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

内部監査室は財務報告に係る内部統制に対して定期的に監査を行い、内部統制の有効性について評価し、是正や改善の必要のあるときは、速やかに代表取締役及び監査役に対して報告すると共に、当該部門はその対策を講じる。

14. 反社会的勢力の排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、企業や市民社会の秩序に脅威を与える暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、利益の供与は絶対に行わないことを基本方針とし、その旨を「反社会的勢力対応規程」に明記し、関連マニュアル等を配付することで全役職員に対し周知徹底を図る。

反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、人事総務部が警察・弁護士をはじめ外部の専門機関と緊密に連携を図りながら統括部署として対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた方針・基準等については、「反社会的勢力対応規程」を制定するとともに、主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返し当該内容の周知徹底を図っております。

反社会的勢力の排除に関する具体的な方針としましては、役職員の入社時に宣誓書の提出を求めるほか、「反社会的勢力対応マニュアル」の周知を行うなどの措置を講じております。また、新規取引先に対しては、取引開始に至る前に外部のビジネスデータベースサービス等を用いて調査を行うことを基本とし、契約締結の際は、反社会的勢力排除条項等を定めるなどの徹底を図っております。また、既存取引先に対しても年に1度の頻度で再度取引先の状況を確認するとともに、経営会議等で報告する体制となっております。

上記の反社会的勢力への対応に関する主管部門は人事総務部とし、必要に応じて所轄警察署等の外部専門機関と連携できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

なし



